

担当課	陳 情 事 項	回 答
担当課	【１】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。	回 答
	１．安心してける介護保障	
	★（１）介護保険料・利用料など	
介護保険課	①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	介護保険料は、3年ごとにその期間の介護サービスにかかる費用を見込んで設定しています。第10期計画では令和9年度から令和11年度の介護サービス費の見込みから設定することになりますが、高齢化により介護サービス費用も増加することが見込まれ、それに応じて保険料必要総額も増えることが予想されるため、必要な財源が確保できるよう適切な保険料を設定してまいります。保険料の多段階化及び低所得者の負担軽減については年末に示される予定の国の見直し案等を参考に検討していきます。また、第1段階～第3段階の方については、令和元年度から保険料軽減を行っており、拡充は考えておりません。
介護保険課	②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	現時点では、所得減少の減免要件の拡充は考えておりません。
介護保険課	③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。
介護保険課	④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。	介護保険施設入所時の食費及び居住費の利用者負担の軽減については、特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度があるため、現時点では、介護保険施設や他の施設等の食事、居住費に対する市独自の補助制度の実施は考えておりません。
担当課	（２）介護保険サービス	回 答
介護保険課	①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。	適切なケアマネジメントのもと、個々の利用者に過不足なく真に必要な支援が提供されるよう、に支援を行っております。報酬単価については、国において事業所の状況を踏まえた上で適正に設定されていると考えており、引き上げることは、現時点では考えておりません。
介護保険課	★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。	特定地域については、中山間・人口減少地域や離島等が該当するものであり本、現在把握している情報では、その地域は都道府県が定めるものとされており。
介護保険課	③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	介護保険における福祉用具の対象品目については、国から示されており市町村の裁量はありませんので、要件の緩和はできません。なお、福祉用具の利用にあたっては、軽度者であっても、医師の判断のもと、その方にとっての必要性を検討したうえで「例外給付」の取り扱いも可能となっています。
担当課	★（３）訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備	回 答
介護保険課	①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。	令和9年度からの報酬改定にあたっては、関係団体との意見交換などサービスごとの状況も踏まえて国の審議会で議論が進められているものと認識しておりますので、状況を注視していきますが、現時点では市単独での支援は考えておりません。
介護保険課	②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	現在、第10期計画策定中であり、入所待機者及び待機期間調査を実施しております。その結果をもとに、将来を見据えた施設整備計画を策定したいと考えています。
介護保険課	③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。	平成27年4月1日以降の施設への入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、本市では、国の指針に基づき「小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」を定め、市のホームページで周知を行い、指針に基づき施設から意見を求められた場合は、要介護1・2の方でやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である等、特例入所者であるかの判断をしています。
担当課	★（４）介護人材確保	回 答
介護保険課	①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	令和7年度から人材確保のため、介護支援専門員の資格更新に必要な講習費を全額補助する制度を開始しています。今後も、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
介護保険課	②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	介護人材の処遇改善などの促しは、介護報酬の改定等により進められておりますので、現時点では、市独自の財政支援などは考えておりません。
介護保険課	③8時間以上の長時間労働を是正してください。	人員については、国が定めるサービスごとの人員基準を下回ることはないよう指導しています。また、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、法令遵守を求めています。
介護保険課	④夜勤体制についての実態調査を実施してください。	現時点では、実態調査の実施は考えておりません。

担当課	★（５）高齢者福祉施策の充実	回 答
障がい福祉課 地域包括ケア 推進課	①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	18歳以上で両耳の聴力レベルが40デシベル以上であって身体障害者手帳の対象とならない市民税非課税世帯の方に対して、補聴器の購入に係る費用の一部を助成する制度を実施しています。助成額は補聴器購入費用の3分の2に相当する額（上限額35,266円）です。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業については実施しませんが、耳が聞こえづらい方への聴力チェックの取り組みとして、簡易聴力チェッカー「ベギーちゃん」を平成25年度に導入し、地域包括支援センターに配置しており、簡易聴力チェッカーにて耳の状態の把握ができます。また、ヒアリングフレイルチェックをする為のアプリを市ホームページで紹介し、いつでも、どこでもセルフチェックができます。さらに老人福祉センターにおいて、ヒアリングフレイルチェック体験会も実施しています。
地域包括ケア 推進課	②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。	本市では、65歳以上の市民の方は、市の巡回バスを無料でご利用できます。また、介護保険の要介護認定1以上の方については、タクシーの初乗り運賃を助成する「高齢者タクシー料金助成事業」を行っております。あと、要介護認定3以上の方を対象とした、リフト付きの福祉タクシーの利用料金の一部を助成する「高齢者外出支援サービス事業」を行っており、幅広く高齢者の外出支援の施策を実施しております。なお、買い物支援については、民間事業者と連携し、移動販売車を配備する中で、支援の充実を図っております。今年度については、昨年度とは別の事業者との連携も開始したところです。また、買い物や通院などの外出支援策については、民間事業者の社会貢献活動による展開のほか、地域住民の助け合いによる取組み支援の充実に向け、小牧市社会福祉協議会との協働により、支援を行う予定です。
担当課	（６）認知症高齢者の福祉施策の充実	回 答
地域包括ケア 推進課	①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	認知症の人や家族などの声を踏まえ認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症施策推進計画の策定を進めております。
地域包括ケア 推進課	②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	認知症の人が外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見・保護につなげる「認知症見守りステッカー事業」の登録者のうち希望者に対して、日常生活における偶発の事故で負った損害賠償を補償するための「認知症高齢者等個人賠償責任保険」を令和2年度から保険料無料で実施しています。
地域包括ケア 推進課	③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	医学的な診断を行うものではありませんが、ご本人や家族・介護者が認知症簡易チェックを行えるよう「認知症簡易チェックサイト」を運用していることから、現時点では認知症検診(健診)事業を実施する予定はありません。
担当課	（７）第10期介護保険事業計画の作成	回 答
介護保険課	①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。	第10期介護保険事業計画の策定に当たっては、調査結果や審議内容について、小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会の会議資料や議事録を公表するとともに、会議を公開し傍聴の機会を設けています。また、委員会には公募委員2名が参画しており、住民の意見を計画策定に反映するよう努めています。
介護保険課	②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。	人口推移や要介護認定率等を踏まえ、介護給付サービス量を適切に推計するとともに、居宅サービス及び施設サービスの必要量を見込み、計画的なサービス基盤の確保に努めてまいります。
担当課	★（８）障害者控除の認定	回 答
介護保険課	①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものであります。身体等の状態により該当とされる方を障害者控除の対象としています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の方を対象として自動的に個別送付することは考えておりません。
担当課	2. 国保の改善	回 答
	★（１）保険料（税）の引き下げ	
保険医療課	①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。	平成30年度国保制度改正に伴い、国は国保財政の健全化を図るうえで、赤字補填を目的とする一般からの繰入金を計画的に削除・解消することとしています。そのため、本市としても、赤字補填目的の一般会計からの繰入金を削減・解消するため、保険税率等の見直し方針に基づき平成30年度から保険税率の改正を実施しました。物価高騰による経済・雇用情勢への影響や、急激な保険税負担増等に配慮しつつ、今後も国が示す繰入金の削減・解消を如何に進めていくか慎重に検討したいと考えています。
保険医療課	②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。	現状では、一般会計から決算補填等目的の繰入金を受けており、利用できる国保の基金や剰余金が無い状況です。
担当課	★（２）保険料（税）の減免制度	回 答
保険医療課	①低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	本市は従来より、身体・精神障害、知的障害、母子・父子家庭医療受給世帯、所得減少世帯等を対象とした各種減免制度を実施しています。
保険医療課	②18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	令和4年度から国の制度として未就学児について均等割5割軽減を実施しております。市独自で18歳未満の均等割を対象とした減免制度を実施する予定はありません。
保険医療課	③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。	収入減少を理由とした減免制度については、現在、所得割に対して行っております。前年度所得要件、当年所得減少割合および減免割合の変更は考えておりません。

担当課	★（３）保険料（税）滞納者への対応	回 答
保険医療課	①保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。	国民健康保険加入者の生活実態の把握に努め、実状を考慮して対応しております。
保険医療課	②保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	国民健康保険加入者の生活実態の把握に努め、実状を考慮して対応しております。
保険医療課	③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、収税課と調整しながら、地方税法第15条の適切な運用を行っていきます。
担当課	★（４）保険料（税）の統一への対応	回 答
保険医療課	①都道府県単位の保険料（税）統一に反対してください。	都道府県単位で保険料（税）を統一することで、県内の負担の公平性や制度の安定的運営を考慮すると、都道府県単位での保険料（税）統一はやむを得ないと考えます。
保険医療課	②保険料（税）および保険料（税）減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料（税）統一を前提としないでください。	都道府県単位の保険料（税）統一には、地域の実情に応じた対応も重要であるため、統一を前提とした検討ではなく、多様な制度設計の可能性を含めて議論していきたいと考えます。
担当課	（５）傷病手当金・出産手当金	回 答
保険医療課	①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	傷病手当金・出産手当金制度を創設することは、考えておりません。
担当課	（６）一部負担金の減免制度	回 答
保険医療課	①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	平成27年4月1日より、災害による被害を受けた方に加え、事業の休廃止、失業その他の理由により収入が激減するなど、一部負担金の支払が困難となった方に対する減免を拡充しました。
保険医療課	②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	現行の一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページ等にて、広く周知を図っています。
担当課	★（７）資格確認書の発行	回 答
保険医療課	①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。	受療権の確保は重要であるものの、資格確認書の全加入者への自動発行を前提とするのではなく、制度の効率性や実際の利用状況を踏まえ、必要な方に適切に交付する仕組みを検討することが望ましいと考えます。
担当課	３．生活保護・生活困窮者支援	回 答
	（１）生活保護制度	
福祉総務課	★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。	2026年10月以降の生活保護の「生活扶助」について、すでに支給されている特例加算1,500円に追加して、一律1,000円の上乗せ支給することが決定しております。これはさらなる物価上昇と消費支出の増加という現状を踏まえての措置とされ、1年間の時限措置となります。
福祉総務課	★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。	相談者からの生活保護を申請するという意思とともに、生活保護の実施責任が小牧市であることを確認後、速やかに申請書を窓口へお渡ししております。関係書類への記載後は速やかに受付などできる限りの早い事務処理を心掛けております。
福祉総務課	★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。	生活保護に関する事項の紹介や窓口への案内を市HPに掲載するとともに、生活保護のしおりを書架に配置し、相談者の来庁・電話等の折にふれ、制度の案内・周知に努めています。
福祉総務課	④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	住居がない人が生活保護の申請の意思を示した場合は、他市が実施機関とならないか確認後、速やかに申請を受理しています。その後、緊急連絡先や保証人になってくれる人がいないなどを理由に新たな居住地を見つけることが困難となる場合もありますが、市から様々な情報提供を行い、居住地探しを支援しています。なお、市が把握している生活保護施設は、原則「個室」です。
福祉総務課	⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。	生活保護世帯でエアコンを設置していない場合、健康に支障をきたさないようエアコンの設置を呼びかけています。また、エアコンの購入・設置代につきましては、生活保護法による保護の実施要領に基づき、適正な一時扶助費の案内と支出を心がけています。また、国の通知に基づき必要に応じて生活福祉資金の貸付制度を案内しています。
福祉総務課	⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	扶養照会は、存在が確認された扶養義務者について、要保護者からの聞き取り等により扶養の可能性の調査を行うものであります。生活保護の「扶養義務履行が期待できない者」の判断基準については、国からの通知にて該当に係る判断についての考え方が示されておりますので、扶養の可能性がないもの等と判断された場合は、本市では扶養照会を実施しておりません。
福祉総務課	⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	車の使用については、一律に処分指導を行っておらず、公共交通機関の利用による通院が病気のため困難な場合や、通勤・通園の時間に公共交通機関を利用すると間に合わなくなる場合など、車の使用理由を丁寧に聞きとり、市内部（ケース診断会議など）で車の使用の必要性を検討し、判断するようにしています。
福祉総務課	★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。	現在、本市で受給しております生活保護の受給世帯数に応じて国の基準に定められたケースワーカーの人数を、当該ケースワーカーの人数に応じて国の基準に定められた査察指導員の人数を、それぞれ保護係に配置しております。今後も国の基準に基づき、適正な配置に努めてまいります。
福祉総務課	⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。	保護係には保健師を含む6名の女性職員が在籍しており、うち2名をケースワーカーとして配置しています。女性からの窓口での相談や家庭訪問の際も、同性の対応を希望された場合に柔軟に対応できるよう努めております。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2026/9/17

福祉総務課	⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	窓口対応、相談等については、相談員、専門知識を有する者（保健師）、ケースワーカーなどが対応しており、外部委託は行っておりません。また、生活保護関係職員については、資質向上のため積極的に研修に参加するように努めております。
福祉総務課	⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。	保護係では、就労支援員を会計年度任用職員ではありますが専門職として1名配置しており、ハローワーク春日井と連携して定期的に巡回相談会を開催するなど、生活保護受給者の就労自立支援のため尽力しております。
福祉総務課	⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。	国の追加支給にかかる支給事務マニュアルに基づき、追加給付は世帯単位で行われるため、DV等が原因で世帯を離脱した人に係る給付金についても当時の世帯主に全額が給付されることになります。給付金の案内については、市広報と市HPに掲載することで、周知に努めております。
担当課	（２）生活困窮者支援	回 答
福祉総務課	①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかに行えるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。	自立相談支援は直営で実施しております。また、生活保護担当部署をはじめ、関係機関と連携を図りながら対応しております。
福祉総務課	②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施については本市の実情に応じてその必要性を踏まえるとともに、財源・人員等も含めて検討しております。そのため、本市としては効果が高く、長期的な自立につながる施策を優先的に実施しており、今後も必要性の評価や体制面を踏まえ、任意事業の実施を検討していきたいと考えます。また、しおりについては作成していませんが、ホームページ上で生活自立相談支援窓口を案内するとともに、毎月発行している市広報定例相談一覧表に掲載し、自立相談支援の窓口を分かりやすく広く周知するよう努めております。今後も、市民の方が広く利用できるよう、必要に応じて周知の方法を検討してまいります。
福祉総務課	③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。	現時点において、物価高騰対策として手当の支給は考えておりませんが、生活困窮者に対しては、生活の状況を確認しながら支援機関と連携し、現行の制度でできる各種支援を組み合わせ、生活の安定と自立に努めてまいります。
福祉総務課	④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。	現時点において、エアコン購入費助成事業を創設・拡充する予定はありませんが、低所得世帯の方から、エアコンの購入費が必要であるものの支出できないというご相談があった場合には、家計改善のご相談等、生活困窮者自立支援相談を進めるとともに、状況に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度をご案内します。
担当課	4. 福祉医療制度	回 答
保険医療課	★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。	現行の福祉医療制度の維持に努めてまいります。入院時食事療養費の標準負担額を助成対象とする考えはありません。
保険医療課	②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。	本市においては、令和2年4月診療分より、高校生等（18歳年度末まで、※就業者含む。）の入院医療費について、現金給付で助成を開始しましたが、令和4年9月診療分からは、助成対象を通院医療費まで拡大するとともに、助成方法についても従前の現金給付（償還払）から現物給付（窓口無料化）を実施しています。
保険医療課	★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。	本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療費助成について、精神疾患に限定していません。本市においては、自立支援医療（精神通院）の県内医療機関受診分に係る自己負担額（原則1割・所得に応じ自己負担上限額あり）については、現物給付で助成をしております。
保険医療課	④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	本市においては、後期高齢者福祉医療費給付制度住民税非課税世帯のうち、要介護4以上の寝たきり高齢者や、市内に父母、子及び兄弟姉妹のいないひとり暮らし高齢者を助成対象としておりますが、単に住民税非課税を理由とする助成は考えておりません。
保険医療課	★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	福祉医療制度における妊産婦医療費助成制度の創設については、考えておりません。
担当課	5. 子どもの権利保障	回 答
子ども政策課 多世代交流プラザ	①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。	十分な教育環境に恵まれないために、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、愛知県の補助金を活用し、学習支援員や大学生等のサポーターの協力を得ながら学習支援事業「駒来塾」に取り組んでいます。本市では小学生向けの通年での学習支援は実施していませんが、夏休みや冬休みなどの学校長期休業期間中に3日程度、小学生向けに勉強や遊びに集中できる時間と場所を提供する寺子屋を開設しています。なお、今年度の寺子屋については、青年の家の廃止に伴い、中部公民館で実施しました。令和6年4月より「子どもの孤立、孤食の防止」や「子どもを行政等の必要な支援に繋げる」等を目的に、児童館と連携した子ども食堂について運営費の一部を支援する制度を開始しました。また、実施団体のご意見を参考に今年度から要綱を改正し、より利用しやすい制度へと見直しました。
子育て世代 包括支援センター	②子ども家庭相談体制を整備・拡充してください。「子ども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。	本市は令和2年度より、従来の「子育て世代包括支援センター」内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、母子保健と児童福祉が一体となった組織として運営してきました。令和4年の児童福祉法等の一部改正に伴い、「子ども家庭センター」機能を持つ組織とするため、本市は令和5年度より、両機能のマネジメントができる統括支援員を配置しております。さらに専任の保健師、助産師、保育士、相談員等を配置し、相談・支援体制の整備に努めております。

担当課	(2) 就学援助制度の拡充	回 答
学校教育課	①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	生活保護基準額の1.3倍以下を対象としております。算定に当たっては世帯の状況等に配慮した取扱いとなっていることから、現行制度においても一定程度対象範囲が確保されているものと考えています。
学校教育課	②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	国の補助限度単価により、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費を支給しております。
学校教育課	③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中で申請できることを周知徹底してください。	周知においては、市ホームページや学校を通じて年度途中で申請ができることを案内しております。支給内容については、国の基準に準じて実施しております。
担当課	★(3) 義務教育無償化	回 答
学校給食課	①小中学校の給食費を無償にしてください。	令和4年9月から多子世帯の経済的負担軽減を目的に、同一生計で子どもを3人以上扶養している保護者に対して、第3子以降の小中学生の給食費の無償化を行ってきました。また、令和5年9月から同一生計で子どもを2人以上扶養している保護者に対して第2子中学生の無償化を継続して行っています。小学生については、令和8年4月から国において学校給食費の抜本的な負担軽減とした給食費負担軽減交付金と、基準額を超えた部分については一般財源を用いて給食費の無償化を行っています。また、中学生についても第1子中学生の給食費無償化として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行っています。
学校教育課	②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。	就学援助制度により要保護、準要保護世帯へ国の基準に準じて援助を実施しております。
担当課	★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について	回 答
幼児教育・保育課	①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	本市の独自施策として同一生計世帯の第3子以降の子に対する副食費が無償となる補助制度を実施しております。現時点においては、保育園等における給食費について、無償とする考えはありません。
幼児教育・保育課	②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。	保育所及び認定こども園等における給食については、国が定める設備及び運営に関する基準等に基づき、適切に対応しております。給食の外部搬入についても、衛生面及び栄養面への配慮、食物アレルギーへの対応、食育の推進等に関する要件を満たすことが求められていることから、これらの基準に基づき適切に対応してまいります。
担当課	★(5) 子どもの権利を保障する保育の質の向上	回 答
幼児教育・保育課	①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。	保育士の配置の基準については、国の定める基準に基づき適正に対応しております。本市においては、以前より既に国の改正基準による配置となっており、公立・私立保育園ともに手厚い保育体制を実現しております。また、国が加算措置した1歳児配置改善加算については、職員配置基準以外にも満たすべき要件があり、加算の取得については一定の期間を要するものと認識しておりますが、本市独自の補助金により、以前より園児5人につき保育士1人を配置しております。1歳児配置改善加算の取得につながるようICT補助金の活用など、私立保育園への補助に努めているところです。
幼児教育・保育課	②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育児退園)にしないでください。	公立施設の統廃合や民営化等については、令和7年3月に策定した「小牧市子ども計画」に基づき、保育ニーズに応じた受け皿を整備するとともに、公立施設に配置する保育士を確保するため、計画的に保育園の適正配置を図っていきます。引き続き保育ニーズの動向を注視しながら、待機児童の完全解消に向けて公立保育園の統廃合や改修等を実施してまいります。 育児休業を取得した場合について、本市においては、従前より育児休業を要件とした保育園等の利用については、新規利用、継続利用ともに3歳児クラス以上としていたところですが、令和4年度より、保護者の育児支援や子どもたちの環境の変化による影響などを考慮し、育児休業中の保育園等の継続利用の年齢を2歳児クラス以上とし、基準を引き上げております。さらなる基準の引き下げ、撤廃については、年度途中も含めた待機児童の発生状況などを考慮した上で、検討してまいります。
幼児教育・保育課	③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	保育園等の指導監査実施主体である県との連携を図り、指導監査実施時には今までと同様に市の職員も同行し、安全・安心な保育園運営を継続いただくよう努めてまいります。監査同行職員は、保育業務に係る経験等を十分に考慮し、適切な職員が同行するように努めてまいります。
幼児教育・保育課	④子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。	子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施に当たっては、国の基準に基づき対象施設を含め、制度の目的に合った事業実施ができるよう適切に対応しております。監査・指導方法等については、適切な指導が行える職員が実施する予定です。自治体独自の補助については、国の補助事業や本市の実施状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

担当課	6. 障害者・児施策	回 答
障がい福祉課	①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	本市独自の手当として「小牧市心身障害者扶助料」を給付しています。 支給対象者 下記のいずれかに該当する方(公的年金受給者、施設入所者は除く) ①身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方・・・月額6,000円 ②身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級の方・・・月額2,000円 ※①の方で特別障害者手当、障害児福祉手当受給者 月額4,000円
障がい福祉課	★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのために待機者などの実態把握を適切に行ってください。 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。	1)グループホーム及び施設入所支援については、国の基本指針を踏まえ3年ごとに改定する障がい福祉計画において利用見込量を推計しており、計画の策定にあたってはアンケート調査等を実施しています。また、障害福祉施設等の整備促進を目的に、国、県及び公益法人の補助金を受けて実施する障害福祉施設等の新築、増築、改築又は大規模修繕等の事業に対して、小牧市障害者福祉施設等補助金を交付して整備の促進を図っています。 2・3)運営費や家賃補助、夜間職員配置については、国において事業所等の状況を踏まえたうえで、報酬単価等を含めて制度が設計されていると承知していますので、市として独自に
障がい福祉課	★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。 3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。	1)支給時間については、家庭環境、体調その他様々な事項を勘案の上、支給決定を行うこととしています。 2)居宅介護等の整備計画については、策定することは考えていません。 3)移動支援の報酬単価については、令和8年10月から改定することで事務を進めています。
幼児教育・保育課 障がい福祉課	④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。 1)保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめる、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。 2)放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめる、障害児や家族が福祉制度につながっていくよう支援してください。	1)保育施設等の入園申込みに際しては、児童面接等により児童の状況を確認しており、持病や障がい等により配慮が必要な児童については、必要に応じて診断書等の提出をお願いするなど、児童の状況を把握した上で受入れを行っております。 また、保育施設の受入れ可能な人数を超える申込みがあった場合は、保育施設入所選考基準に基づき利用調整を行っております。 今後とも、配慮や支援を必要とする児童が必要な保育を受けられるよう、児童一人ひとりの状況を把握し、必要な保育体制の確保に努めてまいります。 2)給食費については、市独自で無償化することは考えていません。 3)相談支援事業所の開設及び相談支援専門員の増員を目的として、令和7年度に相談支援専門員の魅力を発信する勉強会を開催しました。引き続き「のぞまないセルフプラン」とならないよう障がい児やその家族の支援に努めていきます。
障がい福祉課	⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。	障がいのある方やご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用援助等を行う相談支援事業所を本市内6か所に設置しています。また、相談員・専門機関・自治体職員等で連携を強化し、虐待を未然に防げるような支援体制となるよう努めていきます。
障がい福祉課	⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他法令による給付との調整規定に基づき、介護保険による保険給付が優先されます。本市においては利用者の障がいにより必要になる障害福祉サービスについては、介護保険サービスの利用状況や内容などを考慮の上、支給決定を行うなど、適切な運営に努めています。
担当課	7. 予防接種	回 答
保健センター	★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。	高齢者用肺炎球菌および带状疱疹の定期予防接種につきましては、予防接種法第2条第5項に規定される「B類疾病」に位置付けられています。 B類疾病は、おもに個人の発症や重症化の防止を目的とするものであり、予防接種法第9条で定められているような接種の「努力義務」の対象とはなっており、個人の選択に基づいて実施されるものです。また、同法第28条の規定に基づき、市町村が実施する際には費用の一部をご負担(実費徴収)いただく仕組みとなっています。 本市におきましては、接種を希望される方の負担を和らげるため、ワクチンの実費に対して自己負担額が約3割程度となるよう価格を設定し、一定の負担軽減を図っているほか、経済的な理由により接種を控えることがないよう、生活保護受給世帯等の対象者に対しては自己負担を免除する制度を設けています。 一方で、法に定められた制度の枠組みを超えて、一律に自己負担を無料(全額公費負担)とすることにつきましては、現在のところ予定しておりません。
保健センター	★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。	予防接種法に基づく任意接種への助成につきましては、疾病の流行状況やワクチンの有効性・安全性、本市の財政状況等を総合的に勘案して判断しております。現在、当市では以下のとおり一部助成等を実施しております。 ・おたふくかぜワクチンについて 平成23年10月から1回接種の助成を行っております。市内の指定医療機関で接種する場合は無料で受けていただけるよう取り決めており、市外の医療機関で接種された場合につきましても、後日、市内の医療機関と同等の額を上限として償還払い(払い戻し)を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図っております。 本市といたしましては、すべての子どもがまず1回確実に免疫をつけることを重視しており、日本小児科学会等において2回接種が推奨されていることは承知しておりますが、任意の予防接種であることや他の予防接種とのバランス等を考慮し、現時点で2回目の助成は考えておりません。 ・带状疱疹ワクチンについて 令和5年4月より、接種費用の一部助成を開始しております。助成額は、生ワクチンについては接種費用の2分の1(上限3,000円)、組換え(不活化)ワクチンについては接種費用の2分の1(上限10,000円)として支援を行っております。 ・その他のワクチン(定期接種対象外のインフルエンザ、障害者のインフルエンザ、高齢者のRSウイルスワクチン、男性のHPVワクチン、高齢者肺炎球菌の2回目)について 自己負担を無料化する任意予防接種の新規導入や対象拡大等の補助制度につきましては、国における定期接種化の議論や他市町村の実施状況、費用対効果などを注視しながら、引き続き調査研究してまいります。

担当課	8. 健診・検診	回 答
子育て世代包括支援センター	★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	平成30年4月1日出産以降の産婦を対象に産婦健康診査の助成を2回実施しています。
保健センター	★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。	5歳児の発達や健康状態の把握を目的に、令和7年5月より5歳児健康診査を開始いたしました。
子育て世代包括支援センター	③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊婦歯科健診は、平成29年4月から市内の契約医療機関で受診することのできる受診券を1枚交付しています。また、産婦歯科健診は、4か月児健診時に母親歯科健診として1回実施しています。ともに自己負担はありません。
保健センター	④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	現在、常勤2名、会計年度任用職員1名の歯科衛生士を配置しています。
担当課	9. 地域の保健・医療	回 答
市民病院経営企画室	①公立病院の経営形態を維持してください。	現段階において経営形態を変更する予定はありません。今後も尾張北部医療圏の急性期医療を担う医療機関としての役割を果たすとともに、質の高い医療の提供を継続できるよう努めます。
病院総務課	②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。	小牧市民病院では、研修医の確保及び育成と看護師特定行為指定研修機関として専門的な看護師の育成に努めています。また、従来より看護師確保のため看護修学資金の貸与を実施しています。
担当課	【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	回 答
	1. 国に対する意見書	
保険医療課	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	令和8年6月の全国市長会において、国保財政基盤強化のため、毎年の財政支援を今後も確実に実施するよう国に対し提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。
市民窓口課	②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
介護保険課	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	国の負担割合は介護保険法で、給付は厚生労働省の基準で定められています。介護が必要な方に真に必要なサービスが提供されるよう、また安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう体制を整備していきたいと考えています。
介護保険課	④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。	労働環境の改善については、報酬改定などを通じ、事業所への促しが進められていますので、今後も動向を注視していきます。
介護保険課	⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。	処遇改善については、報酬改定などを通じ、事業所への促しが進められていますので、今後も動向を注視していきます。
障がい福祉課	⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。	国への意見書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
保険医療課	⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	令和8年6月の全国市長会議においても、全国一律の子ども医療費助成制度の創設について提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。
学校給食課	⑧中学校の給食費を無償にしてください。	本市といたしましては、国の責任において学校給食費の無償化が進められることを期待しており、また、国による無償化が行われるまでは県による支援についても期待しています。そのため、国や県に対しましては、国会議員や県議会議員を通じて給食費の無償化に対する要望を行っているところであります。
障がい福祉課	⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。	国への意見書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
担当課	2. 愛知県に対する意見書・要望書	回 答
保険医療課	①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。	令和8年6月の全国市長会において、国保財政基盤強化のため、毎年の財政支援を今後も確実に実施するよう国に対し提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。
障がい福祉課	②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	愛知県への意見書・要望書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
保険医療課	③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	愛知県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっています。そのため、愛知県に対しましては、県議会議員を通じて、子ども医療費助成に対する補助制度の対象年齢の拡充を要望しているところであります。
学校給食課	④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	愛知県による支援についても期待しています。そのため、愛知県に対しましては、県議会議員を通じて給食費の無償化に対する要望を行っているところであります。
病院総務課	⑤地域に必要な病床を確保してください。	愛知県と連携しながら、必要な病床の確保に取り組んでおります。引き続き関連機関と連携し、医療提供体制の充実に努めてまいります。
介護保険課	⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。	処遇改善については、報酬改定などを通じ、事業所への促しが進められていますので、今後も動向を注視していきます。また、令和7年度から人材確保のため、介護支援専門員の資格更新に必要な講習費を全額補助する制度を開始しています。